

岩沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
岩沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和60年条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「服務その他」を「服務等」に改める。

第2条中「350人」を「280人」に改め、同条第7号中「219人」を「169人」に改め、同条第8号中「50人」を「30人」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の2 消防団員は、長期間消防団活動に従事できないときは、3年を超えない範囲で消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 前項の規定により休団しようとする消防団員は、任命権者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の規定は、休団中の消防団員が復帰しようとする場合について準用する。

4 休団中の期間は、消防団員としての在職期間に算入しない。

5 休団中の消防団員には、第6条第3号、第7条第2項第2号、第9条、第10条及び第13条の規定は適用しない。

第7条第2項第2号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

第13条第1項中「掲げる」の次に「階級の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の消防団員が複数の階級を兼ねる場合は、報酬額の高い階級に該当する報酬を支給する。

第13条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 隊長 年額76,100円

第13条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、隊長である機能別団員には年額34,400円を支給する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。